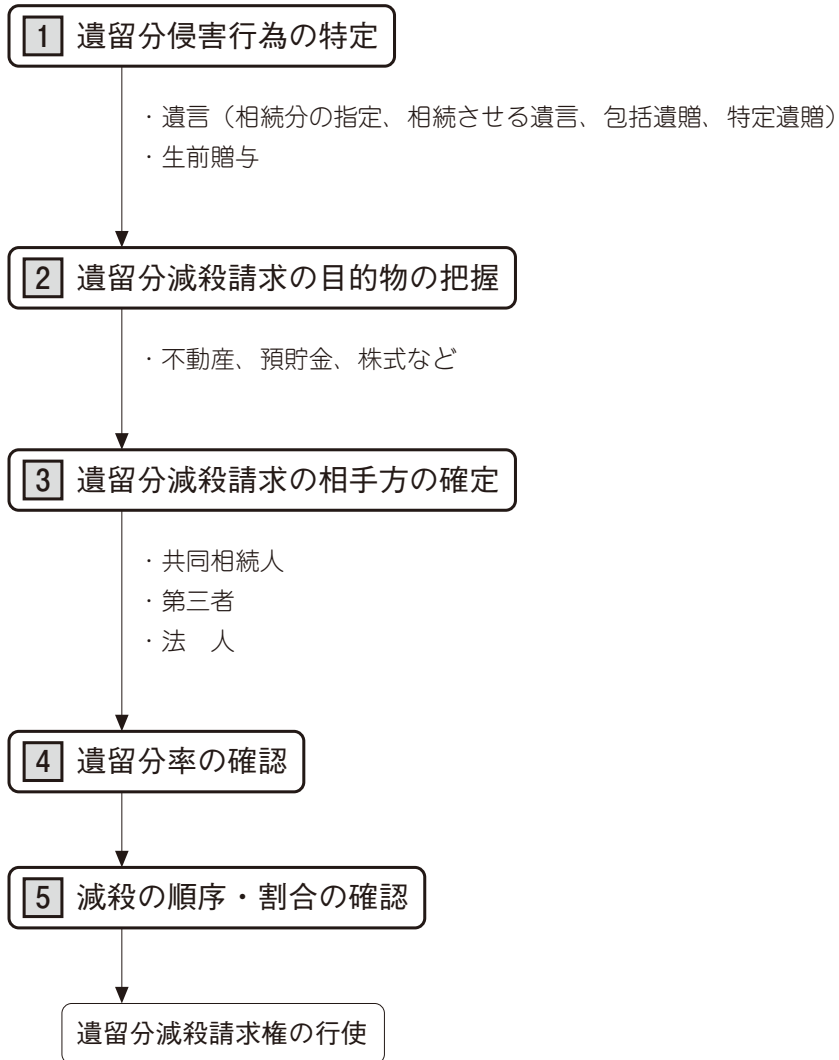


第1 遺留分減殺請求の対象を特定する

<フローチャート～遺留分減殺請求の対象の特定>



1 遺留分侵害行為の特定

(1) 遺言

遺言のうち、「相続分の指定」、「相続させる遺言」、「包括遺贈」、「特定遺贈」が遺留分を侵害する行為です。

(2) 生前贈与

生前贈与のうち、「相続開始前1年間になされた贈与」、「遺留分権利者に損害を与えることを知ってなされた贈与」、「特別受益」、「不相当な対価の有償行為」が遺留分を侵害する行為です。

遺留分制度は、被相続人の財産処分の自由・取引の安全と、相続人の生活の安定・財産の公平な分配という各要請を調整する制度といえます。この制度により、遺留分権利者は、自己の遺留分を侵害する被相続人の処分を減殺請求し、財産そのものを取り戻したり、価額の弁償を受けたり、自己の具体的相続分を変更させたりすることができます。

遺留分侵害行為は、遺言（相続分の指定、相続させる遺言、包括遺贈、特定遺贈）によるものか、生前贈与（相続開始前1年間になされた贈与、遺留分権利者に損害を与えることを知ってなされた贈与、特別受益、不相当な対価の有償行為）によるものかに分ける必要があります。

なお、死因贈与は契約ですが、包括遺贈ないしは特定遺贈と同じ考え方をすることができます。

(1) 遺言

大まかにいって、「相続分の指定」、「相続させる遺言」、「包括遺贈」、「特定遺贈」の4つに分類することができます。

◆相続分の指定

遺言者は、法定相続分と異なる相続分を指定し、相続人の相続分を変更することが

できます(民902①)。ただし、この指定も遺留分を侵害できません(民902①ただし書)。しかし、遺留分を侵害する相続分の指定も当然には無効ではなく、遺留分権利者の減殺請求により、侵害の限度で効力を失うにすぎません。

この遺留分減殺請求により、権利承継の割合が再度変更されます。減殺請求をした相続人は指定に基づく相続分に減殺請求で回復した相続分を加えた割合、減殺請求をされた相続人は指定に基づく相続分から減殺請求で取り戻された相続分を引いた割合を取得していることとなります。

○最高裁平成24年1月26日判決(判時2148・61)

本件遺言による相続分の指定が原告人らの遺留分を侵害することは明らかであるから、本件遺留分減殺請求により、上記相続分の指定が減殺されることになる。相続分の指定が、特定の財産を処分する行為ではなく、相続人の法定相続分を変更する性質の行為であること、及び、遺留分制度が被相続人の財産処分の自由を制限し、相続人に被相続人の財産の一定割合の取得を保障することをその趣旨とするものであることに鑑みれば、遺留分減殺請求により相続分の指定が減殺された場合には、遺留分割合を超える相続分を指定された相続人の指定相続分が、その遺留分割合を超える部分の割合に応じて修正されるものと解するのが相当である(最高裁平成9年(オ)第802号同10年2月26日第一小法廷判決・民集52巻1号274頁参照)。

◆相続させる遺言

公正証書遺言では、ある特定の相続人に対し、「相続させる」という文言がよく使われます。特定の遺産を対象にするものもあれば、一切の財産を相続させるというものもあります。

特定の財産に対し、遺贈ではなく相続させる遺言が使われてきたのは、登記上の便宜(受益者の単独申請が可能)、登録免許税の低廉さ(ただし、現在では「相続人に対する遺贈」は「相続」と同率です。)、農地法3条の許可が不要、遺産が借地権の場合に賃貸人の承諾が不要、などが理由として挙げられてきました。この相続させる遺言の法的意味について、最高裁平成3年4月19日判決(判時1384・24)が、原則として民法908条の遺産分割方法の指定と解釈すべきで、何らの行為を要せずして被相続人の死亡時に直ちに特定の遺産が特定の相続人に相続により承継される旨判示しました。

一切の財産を相続させるという文言は、上記の最高裁判例の事案の場合と異なりますが、一切の財産は特定の個々の財産の集合体であることから、原則として上記の最

高裁判例と同じ考えをしてよく、何らの行為を要せずして一切の財産について権利が移転する、と理解されています。

この相続させるという遺言は、遺贈でも生前贈与でもありませんが、遺留分を侵害する行為として、遺留分減殺請求をすることができるものと解釈されています。

○最高裁平成3年4月19日判決（判時1384・24）

「相続させる」趣旨の遺言は、正に同条（民法908条）にいう遺産の分割の方法を定めた遺言であり、他の共同相続人も上記の遺言に拘束され、これと異なる遺産分割の協議、さらには審判もなし得ないのであるから、このような遺言にあつては、遺言者の意思に合致するものとして、遺産の一部である当該遺産を当該相続人に帰属させる遺産の一部の分割がなされたのと同様の遺産の承継関係を生ぜしめるものであり、当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にかからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時（遺言の効力の生じた時）に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである。そしてその場合、遺産分割の協議又は審判においては、当該遺産の承継を参酌して残余の遺産の分割がされることはいうまでもないとしても、当該遺産については、上記の協議又は審判を経る余地はないものというべきである。

◆包括遺贈

遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができます（民964）。

包括遺贈は、遺産の全部又は一部を割合を示してするものです。その受遺者は遺産の全部又は一部を割合として取得するので、相続人と同一の権利義務を有します（民990）。

したがって、例えば、4分の1の割合の包括遺贈があった場合、他に共同相続人が3人いた場合は、共同相続人が4人いるのと同じ結果になります。

なお、包括遺贈の承認・放棄については、相続の承認・放棄の規定が同様に適用されますので、受遺者は民法938条による相続放棄の申述はできますが、民法986条に基づく遺贈の放棄はできません。

包括遺贈は遺留分を侵害できませんので（民964ただし書）、侵害した場合は遺留分減殺請求の対象となります。

◆特定遺贈

遺言者の特定の財産を贈与したり、受遺者の債務を免除したりするのが特定遺贈です。

なお、受遺者は遺言者の死亡後いつでも遺贈の放棄をすることができますが(民986)、遺贈義務者等利害関係人は、受遺者に対する催告権があり、相当期間を定めた催告後も受遺者より回答がない場合、遺贈を承認したものとみなされます(民987)。

特定遺贈もやはり遺留分を侵害できませんので(民964ただし書)、侵害した場合は遺留分減殺請求の対象となります。

アドバイス

○遺言書が手元にない場合の対処方法

まず、遺言書の所持者に写しの交付を求めます。これが拒否されたときは、そもそもどのような遺産があるのかわからず、また、遺留分が侵害されているかどうかもわかりません。

このような場合には、預貯金であれば、心当たりの金融機関に相続人であることを示して預貯金の残高確認をしたり、不動産登記事項証明書を取り寄せて、遺留分減殺請求をしたりするしかありません。

もっとも、自筆証書遺言は、検認をしなければならず(民1004)、實際上検認を経なければ遺言を執行することができないので、家庭裁判所に対し検認調書の謄写を請求してみるとよいです。検認調書には自筆証書遺言の写しが添付されています。

公正証書遺言の場合には、公証役場に遺言の原本が保管されているので、相続人などの承継人は、証書の原本の閲覧・謄写を請求できます。そして、公正証書遺言の場合、平成元年以降に作成された遺言であればどの公証役場でも検索できます。ただし、それ以前の遺言は実際に作成した公証役場でしか検索できません。

ちなみに、公証人は自己が所属する法務局・地方法務局の管轄外で職務を行うことはできないので、例えば、遺言者が入院中に公証人が出張して遺言を作成したような場合は、その病院の所在地を管轄する公証役場の公証人が公正証書遺言を作成したと考えます。

次に、遺言執行者があることがわかっている場合には、遺言執行者に遺言書の写しの交付を求めます(民法1011・1012)。遺言執行者が拒否した場合には家庭裁判所に遺言執行者解任の審判申立てをなし(民1019)、新たに遺言執行者選任の審判申立てを行い(民1010)、新任の遺言執行者に遺言書の写しを請求するとよいでしょう。

ケーススタディ

Q 以下のような遺留分を超える相続分の指定がなされた場合、Eからの減殺請求により、指定の効力はどうなりますか。

被相続人 A

相続人 子B、C、D、E

遺言による相続分の指定 Bは2分の1、Cは4分の1、Dは4分の1、Eは0

	被相続人A			
	B	C	D	E
(相続分の指定)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	0
(遺留分)	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$

A 遺留分減殺請求により相続分の指定が減殺された場合、遺留分割合を超える相続分を指定された相続人の指定相続分がその遺留分割合を超える部分の割合に応じて修正され、これを超える相続分の指定は効力を失います。したがって、以下のとおりとなります。

各人の個別遺留分割合は8分の1です。

指定相続分から遺留分割合を超える部分は、

$$B \quad \frac{1}{2} - \frac{1}{8} = \frac{4}{8} - \frac{1}{8} = \frac{3}{8} \text{ です。}$$

$$C、D \quad \frac{1}{4} - \frac{1}{8} = \frac{2}{8} - \frac{1}{8} = \frac{1}{8} \text{ です。}$$

B $\frac{3}{8}$ 、C $\frac{1}{8}$ 、D $\frac{1}{8}$ の割合で、Eの遺留分 $\frac{1}{8}$ を按分すると、

$$B \text{ は } \frac{1}{8} \times \frac{3}{5} = \frac{3}{40}、$$

$$C \text{ は } \frac{1}{8} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{40}、D \text{ は } \frac{1}{8} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{40} \text{ となります。}$$

したがって、修正後の指定相続分は、

$$B \quad \frac{1}{2} - \frac{3}{40} = \frac{20}{40} - \frac{3}{40} = \frac{17}{40}、$$

$$C \quad \frac{1}{4} - \frac{1}{40} = \frac{10}{40} - \frac{1}{40} = \frac{9}{40}、$$

$$D \quad \frac{1}{4} - \frac{1}{40} = \frac{10}{40} - \frac{1}{40} = \frac{9}{40} \text{ となり、}$$

結局、Bの相続分は $\frac{17}{40}$ 、Cは $\frac{9}{40}$ 、Dは $\frac{9}{40}$ となります。

【参考書式10】 鑑定人選任審判申立書

鑑定人選任審判申立書

平成○年○月○日

○○家庭裁判所 御中

申立人代理人弁護士 乙川 賢一 ㊟

(当事者の表示)

本 籍 東京都○○区○○町○丁目○番地
住 所 〒○○○-○○○○
東京都○○区○○町○丁目○番○号
申 立 人 甲野 一郎

〒○○○-○○○○
東京都○○区○○町○丁目○番○号
乙川法律事務所 (送達場所)
TEL 03-○○○○-○○○○
FAX 03-○○○○-○○○○

申立人代理人 弁護士 乙川 賢一

(被相続人の表示)

本 籍 東京都○○区○○町○丁目○番地
最後の住所 〒○○○-○○○○
東京都○○区○○町○丁目○番○号
被 相 続 人 甲野 太郎 (平成○年○月○日死亡)

申立ての趣旨

被相続人甲野太郎の相続財産に対する遺留分を算定するため、別紙条件付権利目録記載の権利を評価する鑑定人を選任する審判を求める。

申立ての理由

- 1 申立人は、被相続人の長男であり、遺留分権利者である相続人である。
- 2 被相続人は、平成○年○月○日、死亡した。

- 3 被相続人の相続財産の中には別紙条件付権利目録記載の権利がある。
- 4 被相続人の相続財産に対する申立人の遺留分を算定する必要があるため、前記権利の価額を評価する鑑定人を選任されたく、本申立てに及んだ次第である。

以上

添付書類（略）

条件付権利目録（略）